

2019年度「勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請書」に係る道からの回答

要請項目	回 答
1. 持続可能な社会づくりに向けた協同組合の促進・支援	■ 経済部雇用労政課（経済部、環境生活部、農政部、水産林務部）
（１）道による協同組合支援の強化 国連が採択した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて協同組合が担う役割が明記されたほか、日本政府のSDGs 実施指針でも、連携するステークホルダーの一つとして協同組合が挙げられた。さらに2016年11月には「協同組合において共通の利益を形にするという思想と実践」がユネスコ無形文化遺産に登録された。これらは、持続可能な社会づくりに向けた協同組合の貢献に対する評価と協同組合の役割発揮への期待を反映したものであり、政府はもとより道においても、協同組合の支援をいっそう強化する。 （２）北海道における協同組合の育成・発展に向けた道民への周知・啓発 道として、広く道民へ向けて協同組合の歴史・役割等を周知・啓発するとともに、協同組合の育成・発展のための研修会等を開催する。 （３）道内における就労創出と住民自治を促進する「協同労働の協同組合」の育成・支援 道は、社会的に排除された人々の就労を通じた社会参加を促進する担い手としての「協同労働の協同組合」や社会的企業の果たす役割を重	○ 協同組合は、一定の地域や関係業種における人と人のつながりにより共に助け合い、共に知恵を出し合って運営することを本旨としており、農業協同組合法、水産業協同組合法、森林組合法、消費生活協同組合法などの各個別法の規定に基づき設立されており、現状、道では各所管課が、設立認可や指導監督などを通じて個別に関係の協同組合等と関わりをもちながら、育成・発展に努めているところです。 ○ 「協同労働の協同組合」に関し、働く人々や市民がみずから出資をし、自分達で経営し、責任を分担しつつ、人と地域に役立つ仕事を生み出すという働き方が広まりつつありますが、法的整備が十分でないことから、その内容が

要請項目と回答

視し、その育成・支援を充実させるとともに、コミュニティにおける就労と事業化を促進するための政策を推進する。 (4) 持続可能な地域づくりに向けた非営利・協同組織と自治体・行政との協働関係の充実 道は、持続可能な地域づくりのために、自治体・行政と非営利・協同組織との関係を、単なるコスト削減や下請け型の業務委託ではなく、目的や基準（公正労働基準）を明確にした上での対等なパートナーシップにもとづく協働の関係へと再編成する。そのため、地域福祉の向上と住民自治の促進をはかる目的で、指定管理者制度などの公共サービスを支え充実させるための制度・政策を総合的に見直し、充実させる。	明らかになっていません。 ○ 道といたしましては、協同労働についての法的枠組みが整理され、このような働き方が広がることで、新たな雇用の場を生み出す契機になるものと期待をしているところであり、今後とも、国の動向の把握に努めて参りたいと考えております。
要請項目	回 答
2. 大規模災害等の被災者支援と復興・再生および今後の災害対策	■ 総務部危機対策課、総合政策部地域政策課
(1) 今般発生した「平成 30 年北海道胆振東部地震」の被害状況と復興・復旧作業の実情を踏まえて、道としての対応や今後の姿勢について明らかにすること。 ① 「北海道防災対策基本条例」並びに「北海道防災対策推進計画」に基づき、平成 29 年度までに道内の全ての市町村において、指定緊急避難場所及び指定避難場所	○ 道では、昨年度、指定緊急避難場所等が未指定の市町村を訪問し、早期の指定に向けて情報提供や支援に努めてきたところであり、本年 9 月末時点において、道内全ての市町村で指定手続きが完了しています。 引き続き、各市町村のハザードマップや道のホームページ

を指定するとしていたが、2017年8月末現在では全体の約16%が未指定のままであった。現時点での指定状況と当該避難所が被災した場合の代替避難場所の確保と住民への周知を徹底する。	ジなどにより、地域住民への避難場所等の周知に努めています。(総務部危機対策課)
② 総務省が平成27年に行った「避難所等の指定及び運営に関する実態調査(平成27年9月1日現在)」によると、指定(緊急)避難場所に係る運営訓練未実施の市町村が68.7%(101市町村)、運営マニュアル未策定の市町村が75.4%(135市町村)、食料の備蓄目標を設定していない市町村が26.8%(48市町村)という結果となっていた。このような実態の中で、今般発生した胆振東部地震による被災者の避難場所では、避難住民に対する飲料水や食糧の提供などが十分に行われておらず、避難所生活に大きな混乱と支障を来していることから、緊急時の備蓄品は万全な体制にあるのか。また、当該備蓄品類の点検・入れ換えなどは定期的に行われているのか。さらに、当該避難場所の役割は、関係機関・団体及び地域住民等に徹底されているのか明らかにすること。	○ 災害時において、食料その他の物資の確保や円滑な応急対策活動のための資機材等の整備は重要であることから、道では、災害対策基本法や北海道地域防災計画等に基づき、市町村に備蓄の推進を働き掛けるとともに、民間企業等と食糧・飲料・生活物資の供給に関する協定を締結し、備蓄・調達体制の整備に努めているところです。 この度の地震に際しても、被災地に対して、国等からのプッシュ型の支援や協定にもとづく食料等の物資の調達・輸送が行われたところです。 また、避難所の設定・運営については、地域における防災訓練や、Doはぐの実施などを通じ、整備促進や役割の周知が図られるよう努めているところであり、道としても引き続き市町村に働きかけてまいります。(総務部危機対策課)
③ 今般の地震被害から、現在の「北海道防災対策推進計画」の見直しは必定と思われるが、今後の政策対応の方向性を示すこと。	○ 「北海道防災対策推進計画」については、平成30年2月より、「北海道強靱化計画」を「推進計画」として位置づけ、一体的な管理のもと道の防災対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進を効果的かつ効率的に図ることとしたところです。 計画の着実な推進を図るため、「アクションプラン」を

(2)東日本大震災から 7 年半が経過したが、北海道全体で未だ 1,755 名(平成 30 年 6 月 14 日現在)の被災避難者を受け入れており、依然として当該避難者の不自由な生活は続いていることが推測される。とりわけ、道営住宅の無償供与については、当面、2018 年 3 月末までの無償供与期間の延長が決定されていたが、現時点(2018 年度)ではどのような対応になっているのか、また、2019 年度はどのような対応を考えているのか。 さらに、自主避難者に対する道としての新たな支援策について、具体的な検討内容があれば示すこと。	毎年度作成し、計画の実効性を高めいており、今後も引き続き計画の推進を図ってまいります。(総務部危機対策課) ○ 道では、本庁及び各振興局に「被災者支援のための総合相談窓口」を設置し、生活全般に関し、ワンストップで対応するとともに、道内での就労支援等に取り組んできたところです。(総合政策部地域政策課) ○ また、心のケアに係る支援事業として、情報紙による生活支援情報の提供や、交流・相談会などを開催してきたところです。(総合政策部地域政策課) ○ さらに、応急仮設住宅の供与が終了した方々に対し、昨年度までは道営住宅の無償供与などをおこなったところですが、今年度も優先入居枠の設定とともに、民間賃貸住宅等の家賃補助や公営住宅への引越補助を行っています。(総合政策部地域政策課) ○ 被災県や被災市町村においては、住宅再建のための支援金や補助金の支給のほか、相談や問い合わせに対応する窓口を設けるなどの支援を実施しており、道では、道内の避難者受入れ市町村に対し、避難元からの支援に関する情報を提供しています。(総合政策部地域政策課) ○ 道としては、今後とも、避難生活における不安の解消に努め、将来に向けて希望をもって生活を送っていただけるよう、市町村と連携して、避難された方々の状況に応じたきめ細やかな支援に努めてまいりたいと考えています。(総合政策部地域政策課)
--	--

要請項目	回 答
3. 格差・貧困社会の是正、セーフティネットの強化	■ 総合政策部政策局総合教育推進室、、教育庁高校教育課、教育庁生涯学習課、総務部学事課、保健福祉部福祉局地域福祉課、農政部食品政策課、環境生活部循環型社会推進課、保健福祉部子ども子育て支援課、経済部雇用労政課、保健福祉部福祉局障がい者福祉課、環境生活部消費者安全課、経済部観光局、建設部住宅局建築指導課保、保健福祉部総務課、保健福祉部高齢者保健福祉課
(1)教育の機会均等の確保並びに奨学金制度等の拡充・改善 ① 道は国に対し、以下に係る現行の日本学生支援機構の奨学金制度の改善、並びに、国による給付型奨学金制度のさらなる拡充を働きかける。 a) 貸与奨学金は全面的に無利子とするため、独立行政法人日本学生支援機構法を改正し、一般財源化する。少なくとも、無利子が有利子を上回るよう、無利子奨学金を大幅に拡充する。残存適格者は確実に解消する。 b) 2014 年の返還猶予期限延長（5 年→10 年）時の対象者が2019 年に期限切れを迎えるため、猶予期限をさらに延長（10 年→15 年）するなど、返済困難者への緊急の救済措置を講ずる。将来的には、返済開始から一定期間経過もしくは一定年齢に達した後は残額を免除する制度の導入を検討する。 c) 延滞金は廃止する。廃止までの間、延滞金賦課率（現行 5%）の引き下げを行うとともに、2014 年 3 月以前の賦課率（10%）も引き下げる。また、元本返済が後回しとなる現行	○ 国が実施する大学等への奨学金事業について、給付型奨学金や無利子奨学金の拡充等、制度の充実・強化を図るよう引き続き国等に対し要望してまいります。（総合政策部政策局総合教育推進室） ○ 道・道教委では、国に対し、高校卒業後、大学等に進学した生徒に対する日本学生支援機構の奨学金について、貸付条件の緩和及び拡充を図るなど、制度の充実が必要である旨の要望を行っているところであり、今後とも大学等に進学した生徒が経済的な理由により修学が困難とならないよう、制度の充実について、国に対し要望してまいります。（教育庁高校教育課）

要請項目と回答

の充当順位は「延滞金→利息→元本」から「元本→利息→延滞金」に変更する。支払い能力がないにもかかわらず繰り上げ一括返済を求める運用は直ちに是正する。 d) 所得連動返還型奨学金制度については、年収ゼロや非課税世帯であっても月額2,000円を返還させることの見直しなど、返済困難者の実情を踏まえて改善を行うとともに有利子奨学金や既返済者への適用を拡大する。 e) 保証制度は人的保証を廃止し、機関保証のみとした上で、保証料率を引き下げる。また、自宅不動産等の生活手段からの回収を行わないなど、保証人に対して無理な返済を求めないよう適切なガイドラインを作成し、実行する。 f) 入学金・授業料等の入学時一括支払いを求められて対応に困難をきたすことのないよう、入学時の費用についての支援を強化する。 g) 政府および日本学生支援機構は、奨学金を借りる際の丁寧な制度説明及び返済が困難になった場合の相談方法等の周知徹底に努める。また、スカラシップ・アドバイザー事業については、初年度の実施状況や受講した生徒や親・保護者、教員等の声を踏まえて検証・改善を行うとともに、相談に応じられる体制を構築する。そのため、日	
--	--

要請項目と回答

本学生支援機構の業務量の増加に見合った十分な人員や体制の整備をはかる。また、申請書の簡素化をすすめ、申請者および学校の事務負担の軽減を行う。 h) 文部科学省の奨学金に関わる検討の場や日本学生支援機構の運営（運営評議会など）への奨学金利用者・保護者や勤労者代表の参画・意見反映を進める。 i) 返還期限猶予制度等の救済措置の周知を徹底する。学生支援機構の裁量による恣意的な利用制限が行われないよう、法制度や運用の見直しを行う。 j) 教育の無償化に向けて、高騰した高等教育の学費の引き下げ（国立大学運営費交付金や私学助成の拡充）や授業料減免の大幅な拡充をはかるなど、家計や学生生活の負担を軽減するための政策を実行する。「新しい経済政策パッケージ」（2017年12月8日閣議決定）の具体化にあたっては、進学生への不公平が生じないように、支援措置の対象となる大学等について、実学重視の観点からの選別は行わない。 k) 社会人が学び直しのできるリカレント教育の促進や生涯学習推進のための施策の拡充や環境整備を行う。	○ 道民カレッジにおいて、「地域活動インターネット講座」を実施し、北海道の広域性を踏まえた学習機会の提供に努めるとともに、平成27年2月に「第3期生涯学習推進基本構想」を策定し、市町村の求めに応じて生涯学習推進計画等の策定に指導助言するなど生涯学習推進体制の整備に努めています。（教育庁生涯学習課）
---	--

② 日本学生支援機構の奨学金に係る 2016 年度の学校別利用・滞納状況からは、道内における大学、専門学校生らの奨学金利用が 45 % を超えており、滞納率も 1.7 % となるなど、いずれも全国平均を上回っていることが窺える。また、奨学金返還に対する学生の不安割合（全国大学生協連「第 52 回学生の消費生活に関する実態調査」より）も 6 割を超えており、道内大学生等の消費生活上の切実感が推察される実情にあり、奨学金の返還を巡る環境は、年を追うごとに厳しさを増している。したがって、以下に掲げる内容について、北海道として積極的な対応をはかる。 a) 経済的理由によって就学が困難な者の就学へ向けた相談及び、奨学金制度の利用・返還に関する相談などの相談窓口の整備・拡充をはかる。 b) 道内に就職した奨学金返還者に対する北海道独自の利子補給制度の創設について、あらためてその検討を行う。 c) 道内高校生等（国補助事業を活用した経済的事情がある生徒への給付型奨学金制度）への 2019 年度に計画している給付型奨学金の支給についても、2018 年度の予算額を上回る措置を講じる。	○ 道教委では、これまでも、高校生等が経済的理由により修学の機会が損なわれることのないよう、奨学金制度の充実に努めてきたところであり、平成 26 年度から、高校生等の授業料以外の教育費負担を軽減するため、国の補助事業を活用した、返済を必要としない給付型奨学金制度を新たに創設し、昨年度に引き続き、今年度においても非課税世帯の給付額の増額を図ったところです。（教育庁高校教育課） ○ なお、国の平成 31 年度概算要求においても、非課税世帯の給付額の増額により、低所得世帯の更なる教育費負担
--	--

d) 道内各市町村が独自に行っている「奨学金制度」の利用実態調査はすでに完了しているものと思料されるので、早急に道のHPで公開すること。	の軽減が検討されていることから、国の動きを注視してまいりたいと考えております。(教育庁高校教育課) ○ 道では、これまでも、高校生等が経済的理由により修学の機会が損なわれることのないよう、奨学金制度の充実に努めてきたところであり、平成26年度から、高校生等の授業以外の教育費に必要な経費の負担を軽減するため、国の補助制度を活用した、返済を必要としない給付型奨学金制度を創設し、以降毎年給付額を増額するなど、制度の拡充に努めてきたところです。(総務部学事課) ○ 今後とも、国に対し、給付型奨学金制度に対する財源措置の拡充などについて要望するなど、適切に対応して参ります。(総務部学事課) ○ 道内市町村が独自で実施している大学等への進学のための支援制度については、現在、精査・確認中であり、今後、道のホームページで公表してまいります。(総合政策部政策局総合教育推進室)
(2)「生活困窮者自立支援制度」の充実等 ① 改正法(平成30年6月8日公布・同年10月1日施行)に明記された基本理念に沿って、社会的孤立や経済的困窮などの複合的な課題を抱えて支援を必要とする人たちに対し、生活困窮者自立支援制度が着実にその役割と機能を果たすよう、改正の趣旨及び目的について関係者や道民への周知・啓発をはかる。 ② 支援が必要な人たちをできるだけ早期に適切な支援につなげ、	○ 道では、改正法の趣旨及び目的等について、速やかに関係機関に通知し、全道担当者会議により周知したところですが、引き続き、機会を捉えて、生活困窮者自立支援制度についての周知を図ってまいります。(保険福祉部福祉局地域福祉課) ○ 相談員・支援員については、改正法により、生活困窮者に対する自立の支援を適切に行うために必要な人員を配

要請項目と回答

断らない相談を実践するため、十分な支援員等の人員配置や体制整備を行うとともに、そのために必要な予算を確保する。 ③ 改正法により就労準備支援事業、家計改善支援事業が努力義務化され、国が今後３年間で集中的に実施体制の整備を進めることを受けて、道内の各自治体において、両事業が完全に実施されることを目指して取り組むよう指導する。また、一時生活支援事業、子どもの学習・生活支援事業も含め、各任意事業の実施率を高めつつ、自治体間格差を是正し、全体的な底上げをはかる。 ④ 改正法により、道による市町村等への支援事業が創設され努力義務化されたことを受けて、道としての役割やイニシアティブを発揮し、市町村等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市町村域を越えたネットワークづくりなどの支援を強化する。とりわけ、家計改善支援など専門性が求められる事業については、広域的事業の実施も含めて自治体間の調整や支援を行う。 ⑤ 支援対象者の社会参加や就労体験・訓練の場をより多く確保し、地域で支える体制をつくるため、認定就労訓練事業者に対する経済的インセンティブ（優先発	置することが努力義務化されたことを踏まえ、適切な処遇が図られるよう、国への要望を含め、必要な予算の確保に引き続き努めているところです。 また、支援員等への国の養成研修の受講を促すほか、道独自の研修も行うなど人材養成に取り組んでまいります。（保健福祉部福祉局地域福祉課） ○ 改正法により、実施が努力義務化された就労準備支援事業及び家計改善支援事業に加え、その他の任意事業についても、各市への情報提供等により事業実施を推進するとともに、市からの希望等に応じて、広域での実施について調整を行うなどの支援をおこなってまいります。（保健福祉部福祉局地域福祉課） ○ 道による市町村への支援については、道独自の研修の実施による人材養成のほか、広域の情報交換会等ネットワークづくりの支援等の取組を進めてまいります。（保健福祉部福祉局地域福祉課） ○ 道では、認定就労訓練の受け皿となる団体等が、事業に取り組みやすくなるよう、認定申請手続きを簡素化するとともに、事業所の所在する市を経由しての申請もできることとしたところです。 また、各自治体において、優先発注の規定の整備を行う
---	--

要請項目と回答

注、税制優遇、立ち上げ支援等)の活用や支援ノウハウの提供など、受け皿となる団体や企業が取り組みやすい環境を整備する。とりわけ、改正法で「就労訓練の認定事業者への受注機会の増大」が努力義務化されたことを踏まえ、関係部局が連携し、自治体における優先発注の取り組みを促進する。 ⑥ 生活困窮者自立支援事業は「人が人を支える」制度であることに鑑み、制度を担う相談員・支援員が一生の仕事として誇りを持って働けるよう雇用の安定と処遇の改善をはかるとともに、研修の充実などスキルの向上を支援するための必要な措置を講ずる。 ⑦ 生活困窮者自立支援事業の委託契約に当たっては、事業の安定的運営やサービスの質の向上、利用者との信頼関係に基づく継続的な支援、人材の確保やノウハウの継承をはかる観点から、価格競争や単年度実績でのみ評価するのではなく、一定期間事業を委託した結果として得られた支援の質や実績を総合的に判断する。 ⑧ 支援効果の評価にあたっては、経済的自立（就労）のみならず、日常生活や社会生活における自立も含め、支援の段階に応じて適切に評価すること。また、関係する機関や団体間で支援事業全体をスムーズに進めるための話し	とともに、認定就労訓練事業者への発注に努めるよう周知を行ってまいります。（保健福祉部福祉局地域福祉課） ○ 本事業の委託契約に当たっては、価格のみをもって相手方を決定するのは適切でないことから、これまでも公募型プロポーザル方式により決定してきたところですが、今後も、支援の実施体制や具体的な支援方法等により総合的な評価を行い、委託先の適切な選定に努めてまいります。（保健福祉部福祉局地域福祉課） ○ 事業の実施に当たっては、定期的に、継続支援対象者の各段階における自立の意欲や社会参加などの状況を把握するため、国から示された評価シートを活用し、支援の効果について評価を行っているところです。（保健福祉部福祉局地域福祉課） ○ また、関係する機関や団体間の情報共有や、地域におけ
--	--

合いの場をつくるため、「第三者委員会」的なものを設置するよう求めるとともに、子どもの学習・支援にあたっては、居場所づくりや生活面も含めた包括的な支援を行う。	る必要な支援体制の検討を円滑にするため、改正法に基づく支援会議の設置を推進してまいります。（保健福祉部福祉局地域福祉課） ○ 子どもの学習支援事業については、これまでも子どもが安心して通える場の提供、日常生活習慣の形成や社会性の育成に取り組んできたところであり、引き続き包括的な支援に努めてまいります。（保健福祉部福祉局地域福祉課）
（３）人間の尊厳が保障され、利用しやすい生活保護制度への改善 ① 本年 10 月からの生活保護基準の見直しに伴い他制度に生じる影響については、国においても「できる限り、その影響が及ばないよう対応する」（本年 1 月 19 日閣僚懇談会確認）としていることを踏まえ、同基準に準拠する社会保障制度や就学援助などの諸制度については、道としても地方単独事業を含めて従前と同水準の支援を堅持するなどの措置を講ずること。また、道内の市町村に対しても、引き下げに伴う住民生活への影響を最小限にとどめるよう周知徹底を行うこと。 ② フードバンクを福祉分野と災害時の食糧支援システムとして積極的に位置づける。生活困窮者支援に関わる行政や様々な民間団体を通じたフードバンク食品の提供や、パントリー設備の整備、食品ロス削減を通じた環境負荷の低減など、福祉・環境政策とも連携した施策を推進する。こうした位置づけのもと、道としてフ	○ 生活保護基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について、国では、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限りその影響が及ばないようにすることを基本的考えとする対応方針を示しており、道では、本年 4 月及び 7 月に、この対応方針の趣旨を踏まえた適切な対応に配慮していただくよう、各市町村及び道の関係部局に対して通知したところです。（保健福祉部福祉局地域福祉課） ○ 道では、食品ロスの削減に向けて、庁内の関係課が連携し、「おいしく残さず食べきろう」をスローガンに「どさんこ愛食食べきり運動」に取り組んでいます。 食品ロスの削減は、道民一人一人にそれぞれの立場での具体的な行動を促していくことが重要であり、道では、これまで、民間企業・団体、市町村、学校等と連携し、外食時の食べきりキャンペーン、学校での講義や団体主催の学習会での講演、食品ロスの削減セミナー、親子で食の大切さを学習できる幼児向け絵本の作成、各種イベントの啓発など、各般の取組を進めてきました。

ードバンクが継続的・安定的に発展できるよう、運営団体への助成を含めた支援策を拡充するとともに、食品提供者に対する助成制度などについても検討する。 ③ 地域共生社会の実現に向けて大きな役割を果たすことが期待される子ども食堂の活動について、道としても単に「子どもの居場所づくりの手引き」の作成に止まることなく、各地域の住民、福祉関係者および教育関係者等とともに、運営者と認識を共有しながら、積極的な連携・協力をはかる。	今後も「どさんこ愛食食べきり運動」が道民に一層浸透していくよう取組を推進していきます。（農政部食品政策課・環境生活部循環型社会推進課） ○ 道では、地域における子どもの居場所づくりの取組は重要と考えており、市町村や当事者であった方々、支援団体、有識者で構成される子どもの貧困対策ネットワーク会議において支援方策を検討するとともに、子どもの居場所づくり推進事業等により地域の取組を支援してきたところです。（保健福祉部子ども子育て支援課） ○ 道としては、こうした子ども居場所づくりの取組が一層広がりますよう、実態調査を実施し、そこで把握した食の安全確保をはじめ、様々な課題に関する必要な対応について、「子どもの居場所づくりの手引き」に盛り込み、広く周知しているほか、道のホームページや広報紙、地域で開催するフォーラム等で全道各地の居場所の活動状況を紹介するなど、様々な取組をおこなっているところであり、さらには、振興局単位で設置している地域ネットワーク会議において、企業等も含めた地域内連携について協議するなど、今後とも、子どもに対する支援の一層の充実に取り組んでまいります。（保健福祉部子ども子育て支援課）
（４）子どもの貧困・虐待対策 ① 子どもの権利についての理念や権利保障、権利侵害に対する救済制度、各種子ども施策の推進などを総合的に定めた条例、いわゆる『子どもの権利に関する条例』は、札幌市をはじめ道内６市町が制定しているが、道においては子育て支援に係る「子ども未来づくりのための少子化対策推進条例」のみとなっていることから、速やかに総合的な条例の制定をめざ	○ 子どもの権利に関する条例についてですが、道では、「北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例」において、子どもの権利や利益を最大限に尊重するとの基本理念のもと、いじめや児童虐待の防止はもとより、子育て支援や児童の健全育成など、全ての子どもの権利や利益を守るための基本的な施策を定め、次代を担う子供たちが健やかに成長できる環境づくりを推進しているところです。（保健福祉部子ども子育て支援課） ○ また、この条例に基づき、これまで、児童虐待防止に関する普及啓発などのほか、「北海道子どもの未来づくり審

す。 ② 児童虐待相談処理件数の急増に対応し、児童相談所の設置について、児童福祉法で義務づけられている道と札幌市に加え、中核市についても設置を促進する。また、児童福祉司、相談員、児童心理司等の人材育成・確保を早急に進め、予防的な取り組みを強化し、児童虐待を防止する。 ③ 子どもの虐待については深刻な状況にあることを踏まえ、児童虐待防止法の周知をはかる。特に、国民の通告義務（児童福祉法第 25 条）について、広く道民に対して啓発・広報の徹底をはかる。 ④ 子どもの貧困対策大綱の見直しを待たずに、数値目標を含む具体的な貧困の削減目標を定め、当事者参加のもとに実効的な施策	議会」に「子ども部会」を設置し。子どもの意見を施策へ反映しているところです。（保健福祉部子ども子育て支援課） ○ 今後とも、北海道いじめの防止等に関する条例を主管する道教委や関係機関と連携し、子どもの権利や利益の擁護が着実に図られるよう努めてまいります。（保健福祉部子ども子育て支援課） ○ 中核市への対応についてですが、道では、中核市が児相を設置し、専門的な相談や必要な支援を行うことは、子どもたちの安全・安心の充実に繋がるものと考えており、児相設置を希望する中核市に対して、必要な支援に取り組んでまいります。（保健福祉部子ども子育て支援課） ○ 児童虐待防止の取組についてですが、国においては、増加する児童虐待に対応するため、平成 28 年に児童相談所強化プランを策定し、31 年度までに児童福祉司等の増員などをはかることとしており、道ではこのプランに基づき、29 年度から計画的に児童福祉司等の増員を行ってきています。 また、虐待の未然防止の取組として、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実を図るため、子育て世代包括支援センターの全道展開をめざしています。（保健福祉部子ども子育て支援課） ○ 児童虐待を防止するには、道民の皆様に児童虐待への理解や関心を深めていただくことが必要であり、ポスターやリーフレットなどを活用した児童相談所全国共通ダイヤル「189（いちはやく）」の周知や、11 月「児童虐待防止推進月間」においては、各種講演会、街頭啓発等を通じた広報・啓発活動に取り組んでいるところです。（保健福祉部子ども子育て支援課） ○ 道では、平成 32 年度を始期とする次期計画の策定に当たり、市町村や当事者であった方々、支援団体などから構成される子どもの貧困対策ネットワーク会議など外部の方々のご意見を伺いながら、大綱の見直しの動向を注視し
--	--

の立案と実行に着手する。また、道が策定した「北海道子どもの貧困対策推進計画」について、実態把握のための調査を実施し、具体的な施策や予算など内容を充実させる。	つつ、策定作業を進めていきます。(保健福祉部子ども子育て支援課)
(5)北海道「勤労者福祉資金融資制度」の充実と利用拡大 ① 昨年、当協議会が道内地方公共団体に働く非正規雇用労働者を対象に実施した「生活資金等借入利用・ニーズアンケート調査」からも、北海道「勤労者福祉資金融資制度」の充実と利用拡大が求められる結果となった。したがって、非正規雇用労働者を民間事業所等に限定せず、全ての非正規雇用労働者を融資対象者とする。 ② 資金使途の耐久消費財として、生活上必要な自動車関連費用も対象とする。また、融資制度の利用拡大に向けて、周知活動の具体的なロードマップを作成する。 ③ 勤労者福祉資金融資制度に係る2019年4月1日以降に保証する債務について損失を受けた場合の補填補償を継続すること。	○ また、現行の子どもの貧困対策推進計画を策定して以降、毎年度、計画の進捗状況を取りまとめ・公表し、庁内の関係部課で構成される子どもの貧困対策推進会議で共有するとともに、進捗状況の管理を行っており、一昨年、北海道大学と共同で実施した子どもの生活実態調査の結果なども踏まえ、今後とも各般の施策の一層の推進に努めてまいります。(保健福祉部子ども子育て支援課) ○ 道では、これまでの融資限度額の引き上げや償還期間の延長のほか、(一財)北海道勤労者信用基金協会の協力を得て、保証料の免除や保証料率の低減など、勤労者の負担の軽減を図ってきたところです。 また、融資対象者の拡大に向け、市町村や公共的団体に勤務する非正規雇用労働者の勤労者福祉資金融資制度の利用意向調査なども実施しながら、検討を進めているところです。(経済部雇用労政課) ○ 現在、居住地域の交通事情や足が不自由などの事情がある勤労者が使用する車両購入費や車検費用、運転免許取得費用に関して、審査条件が整っていれば、融資を受けられる取扱いとしています。 また、融資制度の利用拡大に向けて、道では、これまで金融機関の窓口等へのリーフレットの備え置きや勤労者が参加する会議などを通じて、周知を図ってきたところであり、今後とも、こうした取組を通じて、周知に努めてまいります。(経済部雇用労政課) ○ 道では、勤労者の信用力・担保力を補完し、勤労者融資の円滑化を図るため、(一財)北海道勤労者信用基金協会が行う代位弁済に対し補償を行っているところであり、引き続き、こうした補償を行うよう、検討を進めているところ

(6)「福祉灯油制度の充実にかかわる提言（2016 年 1 月 29 日付で当協議会より北海道知事宛に提出）の趣旨を踏まえ且つ、現下の灯油価格高騰（道の調査では、1 リットル当たりの配達灯油価格が、8 月現在で 96.1 円となっており、前年同期比で 20.2 円、率で 26.6%上昇）の実情に鑑み、以下の点について実現をはかるべく、道として速やかに対処するよう求める。 ① 「胆振東部地震」の影響による道内のエネルギー事情等を勘案し、国に対して「福祉灯油」に対する補助金の増額について強く要請する。 ② 「福祉灯油」又はこれに類する支援制度の未実施の市町村に対し、制度化の促進に向けた指導を強化する。 ③ 各市町村の「福祉灯油」をはじめとする灯油代支給制度は、その支給金額に大きな格差があることから、厳冬を抱える北海道全域のセーフティネットとして充分機能するよう補助金の増額と合わせて、その使途・基準を明確にすることや全生活保護世帯への支給などについて指導を強化する。 (7)自死・多重債務対策 ① 道内における自死者数は年々減少傾向にあるものの、平成 28	ろです。（経済部雇用労政課） ○ 道では、低所得の高齢者世帯などを対象に、灯油を含む燃料費など冬期間に必要な経費への支援を行う市町村に対し、「地域づくり総合交付金」を活用した助成を行っています。（保健福祉部福祉局地域福祉課） ○ 道では、これまでも国に対し、灯油価格の動向を踏まえた措置を要望してきておりますが、今後とも低所得の高齢者世帯等への経済的な負担軽減が図られるよう、灯油購入費等に対する支援措置についても、必要に応じ要望してまいります。（保健福祉部福祉局地域福祉課） ○ 市町村における福祉灯油事業の実態等については、先般、平成 29 年度の実施状況を取りまとめたところであり、今後とも、道内の実態把握に努めるとともに、地域の実情を踏まえた支援策を実施する市町村に対し、「地域づくり総合交付金」を活用した支援を行ってまいります。（保健福祉部福祉局地域福祉課） ○ 道では、改正自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱に基づき、平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 年間に計画
---	---

年の自死率は 17.5 と全国平均の 16.8 を上回っており、都道府県別では 21 番目に高い割合となっている。したがって、自死率がいまだ高水準にあることを鑑み、道として改正自殺対策基本法（平成 28 年 4 月 1 日施行）に基づく施策の着実な実施と「北海道自殺予防対策連絡会議」の継続的な開催など必要な施策を推進する。 ② 道は、若年層のいじめや自死防止へ向けた緊急的な当面の対策として、国の委託事業等（文部科学省～SNS 等を活用した相談体制の構築事業実施要領）で実施されている SNS 等を活用するなど相談体制の充実をはかり、問題の深刻化を未然に防止する。 ③ 多重債務者対策本部（内閣府）が貸金業者による脱法行為を厳しく監視できるよう、北海道多重債務者対策協議会における実態の検証・分析の強化と多重債務者対策本部との関係で有機的な連携をはかる。また、ヤミ金撲滅に向けて引き続き一層の取り組み強化をはかる。 ④ 多重債務の誘発が懸念されるカジノ解禁については、本年 7 月に特定複合観光施設区域整備法案（IR 実施法）が成立したが、道として、指摘されている様々な懸念や課題について冷静に分析	期間とした「第 3 期北海道自殺対策行動計画」を平成 30 年 3 月に策定し、11 の重点事項 49 の具体的取組を進めていくこととしています。この計画において、施策の総合的な展開に向けた検討・協議を行うため、保健・医療・福祉や教育、司法、労働等に関する機関・団体、大学・研究機関、警察等からなる「北海道自殺対策連絡会議」や自殺対策関係部局による「自殺対策庁内会議」などを開催することとしており、こうした会議などを通じて、計画に基づく施策を着実に実施してまいります。（保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課） ○ 道では、「第 3 期北海道自殺対策行動計画」において、若者の自殺対策を重点的に推進することとしており、深刻な生きづらさを抱える若者の方々に対して、地域の関係機関を利用できるよう支援しているほか、道教委においては、今年度、国の事業を活用して、高校生を対象に SNS を活用した相談について試行実施しており、今後も若者への支援の充実に努めてまいります。（保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課） ○ 貸金業者の管理監督に関しては、登録庁である国又は都道府県がその責を担うものであることから、北海道においても、北海道多重債務者対策協議会などの場を活用した情報収集や交換に努め、適切な指導監督を行うとともに、当該協議会において必要な取組の提案があった際には、国への要望や相談体制の強化など、関係機関と連携し行ってまいりたいと考えております。（環境生活部消費者安全課） ○ また、ヤミ金撲滅の取組につきましても、警察への情報提供等を積極的に行うよう努めてまいります。（環境生活部消費者安全課） ○ カジノを含む IR については、観光客や国際会議の誘致をはじめとする、地域経済の活性化や雇用創出といった面から大きな波及効果が期待できる一方で、治安の悪化やギャンブル依存症といった社会的影響を懸念する声もあります。 国においては、IR 実施法におけるカジノ規制やギャン
--	--

し、それらが払拭されないかぎり は、カジノの誘致を断念するよう に努める。 ⑤ 改正貸金業法の定める総量規制の対象外である銀行カードローンに起因する過剰融資については、政府の多重債務問題に関する有識者懇談会でも指摘されている。道においても、多重債務の防止に向けて、啓発活動をはじめ必要な対応をはかる。	ブル依存症等対策基本法により、社会的影響対策を行うこととしており、現在カジノ管理員会の設立や政省令施行に向けた準備を進めているところと承知しています。（経済部観光局） ○ 道では、本年7月より、各分野の有識者で構成される懇談会を設置し、北海道に相応しいIRのあり方や社会的影響対策の方向性について、専門的見地から意見を伺っているところですが、この懇談会をはじめ、幅広い方々のご意見を伺いながら、IRのもたらすプラス、マイナス両面からの効果を慎重に見極め、誘致について適切に判断していく考えです。（経済部観光局） ○ 北海道においては、消費者金融や銀行カードローン等の借入れを起因とする多重債務防止のため、国が中心となって設定している毎年9月から12月の多重債務相談強化キャンペーンに併せて、弁護士や司法書士との共催による無料相談会を道内各地で実施しているほか、リーフレットの配布やメディアの協力を得た広報等を行っているところです。（環境生活部消費者安全課） ○ また、道立消費生活センターにおいて、多重債務に陥る注意点や解決策を分かりやすく示した啓発用パネルやDVDを消費者団体や市町村等に貸出等を行っており、今後とも、本件に係る消費者への啓発に努めてまいります。（環境生活部消費者安全課）
（8）セーフティネットの充実等 ① 道は、昨年10月に創設された「新たな住宅セーフティネット制度」の周知・啓発を行うとともに、改修費や家賃補助等の仕組みの活用、居住支援協議会の設置・強化をはかり、セーフティネット住宅の確保や居住支援を充実させる。	○ 道では、平成22年度に北海道居住支援協議会を設置し、不動産業団体、社会福祉協議会などを構成員として、情報の共有などを行っており、本年3月には、市町村及び住宅相談や入居後の見守りなどをおこなう団体である、住宅確保要配慮者居住支援法人を構成員に追加し、居住支援協議会の強化を図っております。 また、セーフティネット住宅の登録促進のため、7月に申請に係る添付書類の大幅な簡素化を行うとともに、10月に登録手数料を廃止しました。（建設部住宅局建築指導課）

② 食品ロスの削減はもとより、生活困窮者支援の観点や災害時における食料支援システムとしてフードバンクを積極的に位置づけ、フードバンク活動の普及・促進、事業・財政基盤確立のための支援を積極的に行うこと。 ③ 高齢低所得単身女性の問題は、単に公的年金制度の拡充に頼るだけではなく、地域社会の深刻な問題として受け止める必要があり、道としての体系的な施策の検討・実施を求める。 ④ 地域の高齢者が元気で自立した生活を送れるようにサポートする「地域まるごと元気アッププログラム」等の運動教室の拡大に向けて、各市町村に対する道としての積極的な支援活動を求める。	○ 11月～12月に全道6箇所で開催し、改修費や家賃補助等の制度概要の説明や、先進事例の紹介などを予定しており、今後とも「新たな住宅セーフティネット制度」の普及啓発を図り、道民の皆様の安全・安心な居住の確保に取り組めます。(建設部住宅局建築指導課) ○ 高齢低所得単身女性の問題に関し、国民が高齢期の生活を安心して暮らすことができるよう、まず国の責任において、持続可能な公的年金制度の確立に向けた適切な措置を講じることが重要と考えております。 道においては、「北海道高齢者保健福祉計画・北海道介護保険事業支援計画」や「北海道地域福祉支援計画」等、関係分野の施策や事業との連携を図ってまいります。(保健福祉部総務課) ○ 高齢化が急速に進行する中で、高齢者の方々が心身の状況に応じ、できる限り自立した生活を送っていただくためには、自立支援・重度化防止に向けた取組が重要であり、「地域まるごと元気アッププログラム」などの運動教室は、効果的であると考えております。(保健福祉部高齢者保健福祉課) ○ 道では、これまで、効果的な介護予防事業が展開できるよう、市町村職員及び保健医療福祉関係者などを対象に「北海道介護予防推進フォーラム」を開催し、「まる元」を含め、様々な取組を紹介してきたところです。 また、住民が主体となって運営する介護予防に効果のある体操等の活動の場の立ち上げなどへの支援にも取り組んでいるところであり、今後も各地域の実情に合った介護予防の取組が充実していくよう、市町村に対する支援に努
---	--

要請項目と回答

	めてまいります。(保健福祉部高齢者保健福祉課)
要請項目	回 答
4. 消費者政策の充実・強化	■ 環境生活部消費者安全課
(1) 地方消費者行政の充実・強化及び消費者教育の推進 道は、道内の消費者行政に携わる人材の支援・育成、消費者相談体制の維持・強化と消費生活相談員の雇い止め問題への対策の実施、行政処分執行体制の強化など、道内消費者行政の充実・強化をはかる。また、「消費者教育の推進に関する基本方針」(2018年3月改訂)を踏まえ、「地方消費者行政活性化交付金」を活用するなどして地域での取り組みを促進し、消費者市民社会の形成に努める。	○ 道では、これまで、地方消費者行政担い手育成事業の実施や道立消費生活センターによる市町村における苦情相談に対する支援など通じて、地域における消費生活相談窓口の維持・向上や、相談員をはじめとする人材の確保・育成等に取り組んでいます。(環境生活部消費安全課) ○ また、消費者教育の推進に当たっては、本年3月変更の国の基本方針を踏まえつつ、消費者力を高める講座やセミナーを開催するとともに、市町村においても、様々な取組が進められていると承知をしているところです。 今後も国の地方消費者行政強化交付金を活用しながら、道内の消費者行政推進体制や、消費者教育の事業が充実・強化されるよう取り組んでまいります。(環境生活部消費安全課)
(2) 消費者団体の公益活動に対する支援 道内で唯一適格消費者団体の認定を受けている「NPO法人消費者支援ネット北海道」は、現在、集団的消費者被害回復に係る訴訟制度を担う「特定適格消費者団体」への認可申請を準備していることから、認可手続きに向けた財政面・情報面での最大限の支援を行い、道内における新たな訴訟制度の実効性を確保する。	○ 「NPO法人消費者支援ネット北海道」にあつては、現在、平成31年度の認定に向け準備を進めしていると承知をしており、また、随時、事務局から進捗状況や課題等の報告・相談があるところです。(環境生活部消費者安全課) ○ 道においては、北海道における消費者問題の解決力の高い地域づくりを図るため、適格消費者団体の行う活動を支援しており、来年度については、国の地方消費者行政強化交付金の動向を踏まえ、当該法人の意向も勘案しながら、検討してまいります。(環境生活部消費者安全課)
(3) 消費者と事業者の良好な関係性の促進 北海道として、一部の消費者によ	○ 当課においては、消費者被害の救済や消費者に自律的・

る過剰な要求、暴言・暴力等の問題について、公共の利益および消費者・労働者双方の権利を守る観点から、消費者と事業者の良好かつ健全なコミュニケーションを促進するようその普及・啓発を進める。	合理的な行動を促す情報の提供等をおこなっているところです。(環境生活部消費者安全課) ○ なお、ご意見にあるような行為への対応は、北海道警察への通報や法律相談の活用のほか、北海道迷惑行為防止条例の適用などが想定されていますが、現在、厚生労働省において、検討がなされているものと承知しております。(環境生活部消費者安全課)
(4)道内物価動向の継続監視 北海道として物価の動向を引き続き監視するとともに、とりわけ家庭用エネルギーの料金がすべて自由化されたことを踏まえて、電気・ガス料金等の価格表示の適切性や利用者の業者選択にあたっての注意喚起など、消費者の権利を確保するための具体的な手立てを講じる。	○ 道では、灯油やL Pガスといった家庭用エネルギーをはじめ、道民生活に関連性の高い商品及び役務を選定(52品目)し、道内各地の300名の消費生活モニターにより、選定した商品等の価格や需要動向の調査を行い、その結果を毎月公表しています。 平成30年7月現在において、北海道における雇用者所得環境は、回復の傾向が伺われ、個人消費も基調としては回復しているとのことですが、家庭用エネルギー料金等の大きな変動は消費生活にも影響を及ぼすことから、今後も引き続き価格動向等の調査を実施し、広く情報提供してまいります。(環境生活部消費者安全課) ○ また、家庭用エネルギーの自由化に関わっては、自由化をきっかけに必要な商品やサービスを勧誘されるケースが考えられるほか、道立消費生活センターでは「太陽光発電システムを設置し、売電すれば儲かる」といった電話があった。」といった相談を受け付けている状況にあります。 このため、「正確な情報の収集が大切であること。」や「契約する前に内容をよく理解すること。」など、道民の方々へのアドバイスをWEBサイトに掲載しているところです。(環境生活部消費者安全課) ○ このほか、消費生活モニターの協力で実施する「L Pガスに関する意識調査」の結果を情報提供するなど、消費者の自主的・合理的な行動へとつながるよう取組を進めてまいります。(環境生活部消費者安全課)

要請項目	回 答
5. 中小企業勤労者の福祉格差の是正	■ 経済部雇用労政課
(1) 北海道「中小企業勤労者福祉対策事業」に係る補助金の増額を求める。	○ 労働者の幅広い福祉の向上や、労使関係の安定促進等を図るため、労使団体が自主的に行う取組につきましては、今後とも各種の事業活動を支援してまいりたいと考えており、平成31年度予算要求に当たっても、事業費の確保に努めることとしています。(経済部雇用労政課)
(2) 道のホームページなどを活用し、道内にある中小企業勤労者福祉サービスセンターや市町村勤労者共済会の事業内容を広く道民に知らしめるとともに、提供される各種サービスの利用について積極的な周知活動を行う。	○ 道では、勤労者の福祉厚生の実現のためには、中小企業勤労者福祉サービスセンターや市町村勤労者共済会が担う役割が重要と考えており、(一社)全国中小企業勤労者福祉サービスセンターの事業に参加するとともに、道の広報やホームページなどを通じ、活動の周知・啓発に努めています。 今後とも、労働者が安心して働き続けることができるよう、関係機関と連携の上、周知・啓発などに努めてまいります。(経済部雇用労政課)
要請項目	回 答
6. 安心・信頼できる社会保障の構築	■ 保険福祉部子ども子育て支援課、経済部雇用労政課、保健福祉部地域医療課・医務薬務課、保健福祉部高齢者保健福祉課
(1) 子育て・教育支援	
① 貧困対策や孤食の解消の場として道内各処に開設されている「子ども食堂」は、子どもの食育や居場所づくりに止まらず、それを契機として、高齢者や障がい者を含む地域住民の交流拠点に発展する可能性があり、地域共生社会の実現に向けて大きな役割を果たすことが期待されている。したがって、平成29年度の「北海道子どもの貧困対策推進計画推進状況」や平成30年6月28日付で厚生労働省から発出されている通知文書(子ども食堂の活動に	○ 道では、今年度新たに、振興局単位で市町村や社会福祉協議会、教育関係者、子どもの居場所を提供する支援団体等が参加する地域ネットワーク会議を設置し、この中で、地域の関係機関が子ども居場所の運営者等と顔の見える関係を築きながら、連携体制を確保するとともに、担い手の確保や運営に対する企業等の協力体制の構築を進めており、今後とも、地域における支援の輪がさらに広がるよう、取り組んでまいります。(保健福祉部子ども子育て支援課)

関する連携・協力及び子ども食堂の運営上留意すべき事項の周知について)を踏まえて、子ども食堂の活動に関する連携・協力などについて、道としても必要に応じて前述した推進計画を前倒しするなど、諸施策の展開にスピード感を持って対処する。 ② 仕事と子育てが両立できるワーク・ライフ・バランスの取り組みを道として積極的に推進する。 ③ 待機児童ゼロの実現をめざす具体的な取り組みを国に要請するとともに、現状における道としての対応や今後の対策などについて明らかにすること。また、待機児童の解消に向けて、保育士の人材確保のため処遇改善を進めるとともに、事故防止等の観点から教育訓練を促進する。	○ 道では、仕事と子育てが両立でき、男女が共に働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる企業を登録する制度として、「北海道あったかファミリー応援企業登録制度」を設けているほか、「仕事と家庭の両立支援ハンドブック」を作成しており、今後とも、こうした取組を通じて、仕事と子育てが両立できるワーク・ライフ・バランスの取組を進めてまいります。(経済部雇用労政課) ○ 国においては、平成32年度までに全国の待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」の実施方針に基づき、今年度から、全ての市町村において、保育需要を踏まえた保育所整備の計画を盛り込んだ「子育て安心プラン実施計画」を策定することとされました。 道としては、この「子育て安心プラン実施計画」が地域における保育ニーズを踏まえ、適切に策定されるよう、待機児童が発生している市町村のヒアリングを行うなどして、必要な保育の受け皿の確保に努めてまいります。(保健福祉部子ども子育て支援課) ○ また、受け皿の確保と併せて必要となる保育士等の人材確保のため、保育士の職場への定着と就労の促進を図る観点から、賃金水準の改善や配置基準の見直しが必要であると認識しており、このため道では、平成25年度の国が創設した、保育の提供に携わる人材確保を図るための処遇改善加算をはじめ、昨年度創設された、保育士のキャリアに応じて支給される加算の適用について、市町村や事業者に周知しているほか、賃金水準の更なる見直しなどの処遇改善を国に要望しております。(保健福祉部子ども子育て支援課)
---	---

(2)医療および介護 ① 総合診療医や訪問看護師の育成などの推進によって、在宅医療の受け皿を拡充する。	○ また、保育現場における事故防止に向けて、国のガイドラインに沿った安全確保がなされているかについて、計画的に実施する保育所等への指導監督において確認を行うほか、関係団体が実施する研修会へ積極的に参加するよう働きかけてまいります。(保健福祉部子ども子育て支援課) 【総合診療医の育成について】 ○ 広域分散で医師が偏在する本道においては、適切な医療サービスを効率的に提供するため、幅広い診療に加え、複数の健康課題等への包括的ケアに対応できる総合診療医が重要な役割を担うものと考えています。(保健福祉部地域医療課、医務薬務課) ○ このため、道では、平成28年度から、総合診療医の育成に取り組む医療機関に対し支援してきたほか、道内の専門研修プログラムの道内外への周知や、関係学会との連携による、医学生や初期臨床研修医を対象にした研修会の実施など、総合診療を志望する学生や医師の確保に向けた取り組みを行ってきたところです。(保健福祉部地域医療課、医務薬務課) ○ 道としては、引き続き、医学生などに総合診療への理解を深めてもらうための取組を行うとともに、平成30年度から開始された新専門医制度において、総合診療が一つの領域として新たに位置づけられたことから、専門医取得後の総合診療医を指導医として養成する医療機関に対し支援するなどして、総合診療医が道内に定着するための施策を推進してまいります。(保健福祉部地域医療課、医務薬務課) 【訪問看護師の育成について】 ○ 道では、訪問看護に携わる看護師等に対し、看取りや在宅移行を含めた療養支援に関する研修等を行うなど、在宅医療を担う人材を育成しています。(保健福祉部地域医療課、医務薬務課) ○ また、平成30年度から訪問看護ステーション出向支援
---	--

② 介護保険における軽度者支援のあり方について、軽度者（要介護１・２）の方には、認知症の方が多くいると言われていることから、軽度者（要介護１・２）に対する介護保険サービスの見直しは、財政的観点とあわせ、利用者の自立支援・在宅生活を支える観点から、道としてもサービスの低下を招かないよう慎重に検討を進める。	事業を開始し、病院看護職員の退院支援力の強化や、訪問看護ステーションの人材確保に取り組んでおり、今後とも、増加する在宅医療の需要に備え、在宅医療を担う人材の育成に取り組んでまいります。（保健福祉部地域医療課、医務薬務課） 【在宅医療提供体制の整備について】 ○ 地域包括ケアシステムの構築に向けては、医療や介護に関わる専門職の緊密な連携が重要であることから、二次医療圏ごとに設置している多職種連携協議会において、合同研修や情報共有の検討などに取り組んでいるところです。（保健福祉部地域医療課、医務薬務課） ○ 一方、介護保険制度においても、「在宅医療・介護連携推進事業」が平成３０年度から全ての市町村で義務化されたことから、市町村に多職種連携協議会への参加を呼び掛けるなど、事業の充実に向けた支援を行っているところです。（保健福祉部地域医療課、医務薬務課） ○ また、平成２７年度から、在宅医療を担う医師を育成するためのグループ制の導入や訪問看護ステーションが不足する地域での設置などに支援しており、こうした取組を通じて、各地域における在宅医療の提供体制を強化してまいります。（保健福祉部地域医療課、医務薬務課） ○ 軽度者への支援のあり方については、平成２８年１２月に開催された社会保障審議会介護保険部会において、各種給付の総合事業への移行は、介護予防訪問介護等の移行の状況等の把握・検証を行った上で検討することや、生活援助を中心にサービス提供を行う場合の人員基準の見直し等について、検討することとされ、平成３０年度の介護報酬改定では、訪問介護において、身体介護に重点を置いて報酬を引き上げるとともに、外部のリハビリ専門職と連携した取り組みを評価したり、自立支援に資するような見守り援助を身体介護として評価できるようにされたところです。（保健福祉部高齢者保健福祉課） ○ 一方、生活援助の担い手については、人材が不足する中、
---	--

③ 「介護離職ゼロ」を実現するため、さらなる介護事業労働者の処遇改善を実施する。	必要な訪問介護を確保するために人材の裾野を拡げて担い手を確保しつつ、質を確保するため、生活援助中心型のサービスに従事するために必要な知識等に対し研修を新設したところです。（保健福祉部高齢者保健福祉課） ○ 道としては、介護や支援を必要とする高齢者が、必要なサービスを適切に受けることが重要と考えており、高齢化が一層進む中、今後も介護費用の増大に伴う介護保険料の上昇が見込まれることから、介護保険制度を将来にわたり、持続可能で安定的なものとしていくため、給付と負担のバランスや国・地方の負担のあり方などについて十分検討するよう、国に対して要望しているところです。（保健福祉部高齢者保健福祉課） ○ 平成２４年度、介護従事者の人材確保・処遇改善などを目的として、処遇改善加算が創設、平成２７年度報酬改定では、月額１万２千円相当が上乘せされ、さらに、平成２９年度には、昇給と結びついた形でキャリアアップの仕組みを構築した場合に、新たに月額１万円相当の加算区分が新設されたところです。（保健福祉部高齢者保健福祉課） ○ 国の平成２９年度「賃金構造基本統計調査」によりますと、常勤労働者の賞与を含まない月額平均賃金と、全産業との差は８万４千円あり、依然として低い状況にあると承知しておりますが、介護職員処遇改善加算については、報酬改定による効果や課題を十分に検証し、介護職員を含む全ての介護従事者の処遇改善が確実かつ継続的なものとなるよう、施策を講じることや、その際には、利用者や自治体の負担増を招かないよう、国において財政措置を講じることがを要望しているところです。（保健福祉部高齢者保健福祉課）
要請項目	回 答
７．くらしの安全・安心の確保	■ 経済部環境・エネルギー室、建設部住宅局建築指導課、環境生活部消費者安全課、保健福祉部地域保健課、総合政策部地域振興局地域政策課
（１）道内におけるＬＰガス問題に関して、経済産業省が公表している事	○ 道におきましては、省令改正及びガイドライン制定に伴い、本年３月に立入検査表を改定し、平成３０年度から遵

業者リストの検証（実施時期 2018 年 6 月）によると、料金を公表（ホームページ・店頭）していると申告した業者の数はわずか 51 件（全体の 4.2%）に止まっており、そのうち誤申告があった業者は 13 件（25.4%）となっている。このことから、多くのＬＰガス業者は、「取引適正化ガイドライン」の制定意義をないがしろにし、ホームページを開示して利用者へ積極的に料金開示する姿勢が極めて希薄であり、事の深刻さをまったく理解していない実情にある。したがって、道としても省令とガイドライン遵守の徹底、国交省と連携して集合住宅の「不動産取引説明事項」にＬＰガス料金の情報を入れることの推進、北海道くらし安全課の「消費者モニター調査」の継続実施を行うなど、道民が安心して暮らせるよう地方政府としての役割を発揮する。	守状況の確認及び指導を行っているところです。 立入検査の結果につきましては、今後、各種会議や講習会の場を通じ、販売事業者へ普及啓発をおこなうほか、立入検査において省令及びガイドラインの遵守に向けた指導に活用してまいります。（経済部環境部・エネルギー室） ○ また、本年 10 月、総務省北海道管区行政評価局より「液化石油ガスの取引適正化に関する調査」の結果が公表され、必要な改善措置について北海道経済産業局に通知されたところです。 道といたしましては、ガイドラインの運用方法等について北海道経済産業局等との情報共有化を図ってまいりますとともに、ＬＰガス料金の透明性が図られますよう、省令及びガイドラインの遵守について、国及び関係団体と連携し、今後とも、販売業者への周知及び指導徹底に努めてまいります。（経済部環境部・エネルギー室） ○ 国におきましては、平成 28 年 3 月に、宅地建物取引業者は借主に対して当該ＬＰガス供給事業者名及び連絡先について情報提供することが望ましいと関係団体に対して通知しております。（建設部住宅局建築指導課） ○ 道としましては、賃貸型集合住宅の借主に対するＬＰガス料金の透明化が全国的な問題となっており、宅地建物取引業者は借主が契約締結を判断する際に影響を与える事項については原則、全て説明することが望ましいことから、重要事項説明書（宅地建物取引業法第 35 条）にＬＰガス料金の情報提供を行うことを業界団体に周知するよう、国交省に対して働き掛けてまいります。（建設部住宅局建築指導課） ○ 道では、平成 27 年度から消費生活モニターを対象に、「ＬＰガスに関する意識調査」を実施し、その調査結果を公表しているところです。 平成 30 年度においても、消費生活モニターによる調査を継続し、その結果について、情報提供をおこなっていく考えです。（環境生活部消費者安全課）
--	--

(2) 本年3月に作成された第3期：平成30年度～同36年度「北海道がん対策推進計画」のなかでも、道内における「がん検診(2016年)」の受診率は、全ての部位(胃・大腸・肺・乳・子宮(頸))において全国平均値を下回っており(国民生活基礎調査)、平成35年度までに受診率を50%以上とする目標を掲げていることから、受診率向上に向けた具体的な取り組み強化がさらに求められる。	○ 道ではこれまで、がん検診の受診促進について、検診の実施主体である市町村や事業体に対し、がん検診と特定健診との同時実施や休日・早朝の実施など、受診者の利便性について配慮した検診体制について助言するとともに、住民への関係団体や企業、マスコミ等とも連携を図りながら、各種イベントの開催や広告媒体の活用による普及啓発をはじめ、「がん対策の推進に関する連携協定」を締結した企業が指名している「がん検診受診促進パートナー」との協力による受診勧奨などに取り組んできました。 また、本年3月に策定した第3期「がん対策推進計画」において、コール・リコールなど効果的な受診勧奨が徹底されるよう、市町村担当者向けの研修会を行うとともに、市町村等と連携し、受診しやすい環境の整備や職域におけるがん検診の実施が促進されるよう「北海道がん対策サポート企業等登録制度」の登録促進に取り組むこととしており、今後も、道民の皆様方ががん検診への理解がより一層図られるよう努めてまいります。(保健福祉部地域保健課)
(3) 道内におけるSS過疎地市町村(SS数3カ所以下)は、平成29年3月末時点で62市町村(全国302市町村)となっており、近隣にSSがない地域においては、自家用車や農業機械への給油や移動手段を持たない高齢者への灯油配送などに支障を来すことが予想される。この『SS過疎地』は、今後さらに拡大することが想定され、多くの地域において石油製品の安定供給に支障を来すおそれがあり、地域の衰退につながることも懸念される。ついては、道としても昨年実施した実態調査(非公表)から浮かび上がった問題点等を踏まえて、適切な対応をはかる。	○ 道としては、国に対し、特に災害時や冬期間のガソリン・灯油の供給は地域住民の生命に関わる問題であることから、地域のサービスステーションの減少に歯止めをかけ、持続的な石油製品の安定供給を確保するために財政措置を一層拡充するよう要望してきており、引き続き国に対して求めてまいります。(経済部環境・エネルギー室) ○ また、国では、市町村に対してSS過疎対策の必要性を周知していると承知していますが、道としても昨年実施した「生活関連施設に対する補助等に関する実態調査」の結果などについて国と情報交換を行ったところであり、国の施策の方向性を踏まえながら、地域の方々の将来にわたって安心して暮らしていけるよう市町村が主体的に行う取組を支援してまいります。(経済部環境・エネルギー室) ○ 住民の方々が安心して暮らしていくためには、日常生活に不可欠なガソリンスタンドが身近にあることが大切で、人口減少が進む中、採算の悪化や後継者不足等により閉鎖された地域があり、そうした地域においては、市町村が支

要請項目と回答

	援を行っているケースがあると認識しております。 このため、道といたしましては、国に対し、市町村が行うガソリンスタンドの整備について、その経費を過疎対策事業債の対象事業に加えるよう要望するとともに、地域の実態把握に努め、将来にわたって安心して暮らしていける地域づくりに向けて市町村の取組などを支援してまいります。（総合政策部域振興局地域政策課）
--	---